

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警 視 庁 刑 事 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 鑑 発 第 4 7 8 号
平 成 3 1 年 3 月 2 8 日
警 察 庁 刑 事 局 犯 罪 鑑 識 官

ポリグラフ検査における留意事項について (通達)

ポリグラフ検査の適正な運用については、「ポリグラフ検査取扱要領について」(平成31年3月28日付け警察庁丙鑑発第12号。)をもって示達されたところであるが、その運用上の留意事項は、下記のとおりであるので誤りのないようにされたい。

なお、「ポリグラフ検査における留意事項について」(平成18年9月8日付け警察庁丁鑑発第753号。)は廃止する。

記

- 1 ポリグラフ検査(以下「検査」という。)は、科学警察研究所法科学研修所における鑑定技術職員養成科ポリグラフ課程を修了した者又は警察内部における同等の研修を修了した者が行うこと。
- 2 要綱第5条第4号に定める「検査を行うことが適当でないと認められる者」とは、例えば、次に掲げる者をいう。
 - (1) 薬剤等により鎮静又は興奮状態にある者
 - (2) 極度の睡眠不足又は疲労状態にある者
 - (3) 酒気を帯びている者
- 3 要綱第6条第1項の規定により、検査の要請を受けた場合には、事案の内容を慎重に検討し、検査に必要な要件を欠くときは、検査要請者に対し、これを満たすよう積極的に指導すること。
- 4 要綱第7条第3項に規定する「別に定める基準に該当するポリグラフ装置」とは、警察庁が配布するポリグラフ装置又はこれと同等の性能を有する装置とする。

なお、検査実施前には、その機能が正常であることを確認すること。
- 5 要綱第11条に規定する検査票については、別記様式に準ずるものを用いることができる。

なお、検査票及び検査記録の保管期限は、特に必要のある場合を除き、判決の確定又は公訴時効完成までとする。